



平成30年 8月 6日

北海道労働局長  
福士 亘 殿

北海道地方最低賃金審議会  
会長 加藤 智章

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年7月10日付け北労発基0710第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成28年10月1日発効の北海道最低賃金（時間額786円）は平成28年度の北海道の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、持続可能な開発目標（SDGs）の「働きがいも経済成長も」（SDGs8）を図るとともに、最低賃金の引上げのためには、中小企業の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であり、関係機関とも連携し、中央最低賃金審議会の「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」にあるように、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

さらに、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注後においても特段の配慮を要望する。なお、労働者代表委員及び使用者代表委員から、民間企業間の契約についてもこの主旨が尊重されることが望まれる旨の表明があった。

当審議会は、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）『最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。』に配慮するとともに、平成30年度地域別最低賃金額決定の目安に関する公益委員見解（平成30年7月24日）を参酌したうえで、総合的に審議した。

別紙1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域  
北海道の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 835円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
平成30年10月1日

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1)件名 北海道最低賃金
- (2)最低賃金額 時間額 786円
- (3)発効日 平成28年10月1日

2 生活保護水準

- (1)比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2)対象年度  
平成28年度
- (3)生活保護水準（平成28年度）  
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（104,192円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$786 \text{円 (北海道最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,564 \text{円}$